

健難発 1 1 2 2 第 3 号  
社援総発 1 1 2 2 第 1 号  
障企発 1 1 2 2 第 1 号  
老総発 1 1 2 2 第 1 号  
令和元年 1 1 月 2 2 日

各 都道府県 衛生主管部（局）長  
民生主管部（局）長

厚生労働省健康局難病対策課長  
（公印省略）

厚生労働省社会・援護局総務課長  
（公印省略）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
（公印省略）

厚生労働省老健局総務課長  
（公印省略）

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」  
の施行について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第 55 号。以下「法」という。）が令和元年 11 月 22 日に公布され、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則」（令和元年厚生労働省令第 73 号）とともに、同日に施行されました。

今後、厚生労働省としては、対象となる方からの請求に基づき、補償金の支給事務を行うこととなりますが、法の円滑な施行に向けて、都道府県におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、貴管内の市区町村に周知していただきますようお願いいたします。

記

法において、国は、補償金の支給手続等についての周知を行うこととされており、支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えております。

各地方公共団体関係局におかれても、例えば、庁舎でのリーフレットの配布や厚生労働省の相談窓口の案内を行っていただくなど、制度の周知に御協力いただきますようお願いいたします。また、本補償金の支給対象者の関係者の方の中には、介護福祉サービス等の行政サービスを利用している方も多いと想定されることから、保健衛生関係部局のみならず、福祉関係部局等においても共有いただきますようお願いいたします。

別添 1 : ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するリーフレット

別添 2 : ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係資料  
(関係法令・通知)

<参考>ハンセン病元患者家族に対する補償金に関する Q & A  
(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hansen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html)

(照会先)

厚生労働省健康局難病対策課

ハンセン病元患者家族補償金支給業務室

電話 : 03-5253-1111 (内線 2148、2151)

直通 : 03-5253-2239

担当 : 秋山、山形